

浜村温泉配湯活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜村温泉配湯活性化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市が集中管理する浜村温泉の余剰温泉の有効活用と、配湯希望者の財政的負担を軽減することにより、温泉受給者の増加を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市温泉配湯事業の配湯区域のうち、浜村温泉の配湯希望者とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、配湯希望者が配湯管から計量器まで給湯管を引き込む工事費で、当該工事費が一般住宅にあつては20万円以上、営業施設にあつては40万円以上のものとする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、配湯申込と同時に規則第4条に定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 鳥取市温泉事業配湯条例施行規則（平成16年鳥取市規則第148号）第3条に定める給湯施設工事申込書（様式第1号）

(2) 工事費見積書

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,00

0 円未満の端数は切り捨てる。) 以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、一般住宅にあつては 5 0 万円、営業施設にあつては、1 0 0 万円を限度とする。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。